

《 令和元年度 委員会年間活動報告 》

* 3年(保体・卒業対策)委員 16名

- 4月25日 全体委員会
学年委員会(自己紹介・正副委員長選出・スポーツデー・
卒業対策委員会・年間計画と予算について)
- 5月20日 委員会(スポーツデーの打ち合わせ)
- 6月 9日 休日参観・学年委員会
11日 スポーツデー(ソフトバレー大会)開催
- 10月24日 保体・教養合同行事(ヨガ教室)開催
- 1月17日 委員会・反省会(1年間の反省・感想・謝辞について)
- 3月13日 卒業式

* 2年(広報)委員会 13名

- 4月25日 全体委員会
第1回委員会(自己紹介・正副委員長選出・今年度の活動について)
- 5月16日 第2回委員会(第108号内容決め・デザイン及び写真撮影日程の決定、
原稿依頼)
- 6月 4日 第3回委員会(編集作業・写真、原稿等の割り付け作業)
8日 クラブ活動写真撮影
休日参観・懇談会(各クラス委員が司会進行)
- 10日 印刷業者に原稿入稿(本部)
- 7月 4日 第4回委員会(写真・校正・全体の修正作業)日 再入稿(本部)
11日 再入稿
16日 納品、仕分け(本部)・第108号発行
18日 第108号配布
- 12月12日 第5回委員会(第109号内容決め・写真、原稿依頼)
- 1月 9日 第6回委員会(編集作業・写真、原稿等の割り付け作業)
20日 印刷業者に原稿入稿(本部)
- 2月 6日 第7回委員会・反省会(1年間の反省・感想・校正作業)
12日 再入稿(本部)
- 3月 6日 納品、仕分け予定(本部)
10日 第109号発行予定

* 1年(教養)委員会 10名

4月25日 全体委員会

学年委員会委員会(正副委員長選出・今年度の活動について)

5月21日 教養委員会(前期教養行事について打ち合わせ)

6月15日 教養行事セミナーの案内プリント配布

8日 休日参観・懇談会(司会・進行)

7月 8日 前期教養行事「苔玉教室」

7月18日 苔玉教室アンケート結果配布

9月28日 保体・教養合同行事「ヨガ教室」開催

令和元年度 太秦中学校PTA本部活動報告

月	学 内 活 動	地域・市P連関係の活動
4	9 入学式・式来賓接待 11 第1回本部会 25 全体委員会・各学年委員会	9 太秦・南太秦小学校入学式 24 小P連はぐくみ委員会・親まなび委員合同活動報告会
5		8 新旧引き継ぎ理事会 16 第1回拡大理事会 27 第1回中P連右京支部親まなび委員会 29 中P連総会・研修会
6	6 令和元年度『予算総会』 通学服リサイクル販売 11 ソフトバレー大会	22 南太秦小学校運動会 24 令和元年度右京支部 第一回総会・指導者研修会(四条中学校) 27 中P連第2回拡大理事会
7	8 PTA 苔玉教室	1 地生連総会 6 京都市学校PTA感謝のつどい(親子コンサート) 10 中P連第3回拡大理事会 11 第一回学校運営協議会 12 右京支部総会・親まなび委員会報告・懇親会 (アークホテル) 13 第3回中P連右京支部親まなび委員会
8		23・24 第67回日本PTA全国研究大会(兵庫大会) 26 本部役員会 第4回理事会 27 地生連夏季校区パトロール →雨の為中止
9	19 3校合同家庭教育講座 26 体育大会 来賓受付及び接待 通学服リサイクル販売	5 中P連右京支部親まなび委員会 15 太秦学区民体育祭 22 南太秦学区民体育祭
10	24 ヨガ教室	5 太秦小学校運動会 6 南太秦子どもみこし宵宮パトロール(台風のため中止)

月	学 内 活 動	地域・市 P 連関係活動
11	5 在校生保護者対象給食 試食会 13 新入生保護者説明会 (学級委員活動説明) 22 6年生保護者対象給食 試食会	14 第7回拡大理事会 15 第2回学校運営協議会 22 太秦中学校PTA(育友会)OB会・総会 28 第38回市P連研究集会
12		7 右京南支部PTA人権尊重街頭啓発活動 14 京都市PTAフェスティバル(壁新聞参加)
1	29 学校保健委員会	15 第8回理事会 22 第6回中P連右京支部親まなび委員会
2	27 第4回本部会	20 太秦地生連総会 20 第9回拡大理事会
3	10 令和元年度『決算総会』 →中止 13 卒業式 30 離任式	23 太秦・南太秦小学校卒業式
	年10回PTAニュース作成	

《第2号議案》2019年度京都市立太秦中学校PTA中間決算報告

京都市立太秦中学校PTA

PTA会費収支計算書

(1) 収入の部

費 目	予 算 額	決 算 額	備 考
1. 前 年 度 繰 越 金	422,354	422,354	
2. 当 年 度 会 費 収 入	1,392,500	1,395,500	
3. 雑 収 入	50,000	30,502	通学服リサイクル・利息
合 計	1,864,854	1,848,356	

(2) 支出の部

費 目	予 算 額	決 算 額	備 考
1. 本 部 運 営 費	690,000	398,517	
会 議 費	40,000	9,709	運営委員会議等の経費等
分 担 金	80,000	58,704	PTA全市及び右京支部・新聞購読料等
印 刷 事 務 費	80,000	32,622	印刷・用紙・事務用品等
通 信 費	60,000	61,316	会員連絡等
報 奨 費	150,000	4,327	各種お礼・お餞別等
慶 弔 費	30,000	5,000	会員の慶弔費・各種団体お祝い
卒業・入学関係費	250,000	226,839	卒業記念品等
2. 委 員 会 活 動 費	300,000	162,714	
1 年 学 年 委 員 会	60,000	49,648	文化教室・講師謝礼等
2 年 学 年 委 員 会	200,000	83,568	PTA広報紙等
3 年 学 年 委 員 会	40,000	29,498	PTAスポーツデー等
3. 会 員 研 修 会 費	200,000	53,000	研修会参加費交通費・家庭地域教育学級等
4. 生 徒 活 動 援 助 費	380,000	390,496	部活動補助・文化的行事費等
5. 保 険 費	60,000	47,183	PTA会員団体保険費
6. 環 境 整 備 費	110,000	108,326	学校の環境整備
7. 設 備 充 実 積 立 金	50,000	0	記念事業のための準備積立金
8. PTA会費転出返金	10,000	1,400	転出生徒分
9. 予 備 費	64,854	0	
総 支 出 金 額	1,864,854	1,161,636	
差引残高 (3月6日現在)		686,720	
合 計	1,864,854	1,848,356	

2019年度太秦中学校PTA収支中間決算につきまして会計監査を行い、適正に処理されていると認められました。なお、個人情報となります署名・捺印の掲載は省略させていただきます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

京都市立太秦中学校PTA規約

第1章 総 則

名 称

第 1 条 本会は太秦中学校PTA(以下**本会とする**)と称し、事務所を同校内におく。

目 的

第 2 条 本会は生徒の福祉を増進するため学校と協力して教育の促進をはかり
会員相互の親睦と教育の向上を図る。

事 業

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(削除) ~~1. 生徒の福祉を増進するための事業。~~

1. 2. 生徒の健全育成と学習意欲を図るための事業。
2. 3. 会員相互の親睦と教養の向上を図るための事業。
3. 4. 地域社会との融和を図るための事業。

会 員

第 4 条 本会の会員としての参加資格は、本校に在籍する生徒の保護者及び教職員が有する。

1. 会員はすべて所定の会費を納めなければならない。ただし、事情により
免除または減額することができる。
2. 会員はだれでも役員・委員になることができる。ただし、1世帯1役員・委員とする。

第2章 機 関

役 員

第 5 条 本会に次の**本部**役員をおく。

1. 会長 1名 2. 副会長 若干名 3. 会計 2名
4. 庶務 若干名 (1名は教職員)
5. 親まなび委員 (指名により役員が兼任する)

役員の仕事

第 6 条 **本部**役員の仕事は次の通りである。

1. 会長は会務を総括し、本会の運営にあたる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは職務を代行する。
3. 会計は本会の会計に関する事務を行う。
4. 庶務は本会の庶務に関する事務を行う。
5. 親まなび委員は中P連親まなび委員会への出席、家庭教育の研修、
会員の啓発にあたる。

役員の任期

第 7 条 **本部**役員の任期は1年とし、再選はさまたげない。
補欠による役員の任期は前任者の残存期間とする。

役員の選挙

第 8 条 **本部**役員の選挙は別に定める**選挙細則**~~旧本部役員~~**の推薦**により行う。

委員会

第 9 条 本会に次の委員会をおく。

1. 全体委員会 ~~2. 運営委員会~~ 2. 3. 3. 常設委員会 4. 特設委員会

委員会の構成及び任務

第10条 各委員会の構成及び任務は次の通りである。

1. 全体委員会は本会の役員と常設委員並びに学校長、教頭により構成し、総会への提案、報告事項の調整や委任事項を審議する。尚、招集は会長が必要と認めたとき及び委員の3分の1以上の要求があるとき会長が行う。
- ~~2. 運営委員会は本会の役員と常設委員会の委員長、副委員長並びに学校長、教頭により構成する。~~
各種委員会によって立案されたすべての行事計画を審議決定する。
~~総会へ提出する報告書及び原案を作成し、また委任事項を処理する。~~
3. 常設委員会は次の通りである。各委員会において委員長1名 副委員長2名を委員の互選により選出する。~~し、各種委員会によって立案されたすべての行事計画の~~
 - ・学級委員会はその学年に関する事項の企画運営にあたる。 企画運営にあたる。
 - ・教養委員会は会員の教養を高めるための企画運営にあたる。
 - ・広報委員会は広報活動を行い機関紙の企画発行にあたる。
 - ・保健体育委員会は生徒及び会員の保健体育に関する事項の企画運営にあたる。
4. 特設委員会は運営委員会本部会より委嘱された特定の行事計画を行い、終了すると解散する。
5. 各委員会の定足数は2分の1とする。

学級委員の選出と任務

第11条 学級委員の選出は次の通り行う。

1. 各学級単位に学年学級委員2名。~~を立候補及び互選により決定する。~~
- ~~2. 学校より委員若干名。~~
- ~~3. 会長が特に必要と認めたときは会員以外より選出することができる。~~

第12条 学年学級委員は選出された学年の学年学級委員会（常設委員会）に所属する。とともに別途常設委員会、及び特設委員会のいずれかに所属しなければならない。

1. 委員は所属各委員会目的達成のための事業の企画運営にあたる
2. 各委員会の任期は1年とし再任はさまたげない。

監査委員

第13条 監査委員の選出と任務は次の通りとする。~~を2名別途選出し、総会の承認を得る。~~

1. 監査委員は、2名とし総会にて承認を得る。
- ~~1. 監査委員はその年度の会計を監査し、年度末の総会に報告する。~~
2. 監査委員は、その年度の会計を監査し、総会にて報告する。

総会

第14条 総会は毎年度1回以上開き、予算決算及び事業その他必要事項を審議決定する。

1. 総会の定足数は会員の3分の1とし、委任状を認める。
2. 総会を開くには、あらかじめ議案を明示して全会員に通知しなければならない。
3. 総会の議決は多数決による。可否同数の場合は議長が決定する。
4. 総会の議長はその都度、本部役員以外から選出する。
5. 臨時総会は会長が必要と認めた時、また会員の10分の1以上の要求がある時に開く。

第3章 会 計

- 第15条 本会の経費は会費その他の収入による。
1. 会費は1世帯につき、年額2500円とする。
- 第16条 転出入者のPTA会費の返金及び徴収は次の通りである。
1. 転出者には2500円より年度の在籍月数に200円を乗じた金額に100円を加えた合計金額を差し引いて返金する。
2. 転入者には年度の在籍見込月数に200円を乗じた金額に100円を加えた合計金額を徴収する。
- 第17条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第18条 太秦中学校PTA慶弔規定
1. この規則は、太秦中学校PTAの会員とその親族の慶弔に際し、当PTAがその意を表すことを目的とする。
2. 慶事の範囲及び特例
慶事の場合は通常は贈呈しない。ただし、特に必要と認めた場合（地域行事へのお祝い）、役員会の承認で処理し、直後の運営委員会で報告をしなければならない。
3. 弔事の範囲及び特例
PTA会員（生徒の保護者・教職員）及び教職員の配偶者・一親等の親族の死去に際し、5000円の弔慰金、または供花をもって哀悼の意を表す。
ただし、特に必要と認めた場合、役員会の承認で処理し、~~直後の運営委員会で報告しなければならない。~~する。

第4章 規約改正

- 第19条 本会の規約は総会で出席者の3分の2以上の賛成により改正できる。

平成 9年3月12日	規約改正
平成12年6月 3日	第16条規約改正
平成20年3月 4日	第5条・第6条規約改正
平成24年3月 6日	第18条規約改正
平成26年3月 5日	第16条規約改正
平成29年3月 2日	第4条規約改正
平成31年3月11日	第10条・第11条・第12条・第18条規約改正
令和 2年6月予定	第1条・第3条・第5条・第6条・第7条・第8条 第9条・第10条・第11条・第12条・第13条 第14条・第18条

京都市立太秦中学校 P T A 選挙細則

削除

選挙管理委員

- 第 1 条 選挙管理委員は、運営委員会において 2 名選出する。
- 第 2 条 選挙管理委員長・副委員長は互選により選出し、委員会を統括する。
- 第 3 条 選挙管理委員の任務及び任期は以下の通りである。
1. 役員・監査委員の立候補受付及び選挙期日の告示をする。
 2. 選挙期日の 3 日前までに、全候補者を会員に発表する。
 3. 当選者の確定と報告。
 4. 推せん候補者の受付。
 5. 任務終了後解散する。

推せん委員

- 第 4 条 立候補受付期日終了後、発足する。
- 第 5 条 各学年委員より 3 名ずつ、PTA 会長、学校長、教頭をもって構成し、次期役員・監査委員の推せん候補者を選定する。
- 尚、推せん委員長、副委員長は互選により選出し、委員会を統括する。

役員・監査委員の選出

- 第 6 条 候補者の種類は次の 2 種とし、いずれも必要事項を具備して選挙管理委員会に届け出る。
1. 立候補者
自ら立候補するもので、推せん人（PTA 会員に限る）10 名の署名・捺印を添え定められた期日までに本人が届け出る。
 2. 推せん候補者
推せん委員会が推せんし、本人の同意者を添え総会の 1 週間前までに推せん委員長が届け出る。
- 第 7 条 選出方法は次の 2 種とする。
1. 立候補者が定数を超えた場合
会員による、直接選挙を行う。
 2. 立候補者が定数に満たない場合、もしくは無かった場合
立候補者・推せん候補者を総会において承認する。

学年委員

- 第 8 条 学年委員は各学級単位で投票等により 2 名を選出する。

平成 12 年 3 月 4 日 改正
平成 13 年 6 月 2 日 改正
平成 31 年 3 月 11 日 改正